住　宅　ロ　ー　ン

令和6年9月2日現在

1. 商　品　名	全国保証㈱保証付住宅ローン（変動金利型・固定金利選択型） 住まいる いちばんネクスト　V（ファイブ）
2. ご利用いただける方	・当金庫の会員または会員の資格を有する方。 ・年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満で、完済時満 85 歳未満の方。（加入する団体信用生命保険の種類により条件が異なります。） ・勤続年数、営業年数 ・正社員（一般）、医師、弁護士、公認会計士、税理士： 1 年以上 ・年金受給者：受給実績あり ・正社員（親族会社勤務）・法人役員： 1 年以上かつ通年決算 2 期以上 ・自営業者：通年決算 2 期以上 ・安定した収入が年間 100 万円以上ある方。 ・収入金額や資金使途に応じて、返済負担比率が所定の範囲内の方。 ・団体信用生命保険に加入できる方。 ・全国保証㈱の保証を受けられる方。 ・詳しくは当金庫の本支店にお問い合わせください。
3. お使いみち	⑴ 土地購入資金（概ね 3 年以内に住宅建設が予定されるもの）　⑵ 住宅購入資金 ⑶ 住宅新築資金　⑷ 住宅の増改築・修繕資金　　⑸ 住宅ローン借換資金 ⑹住宅用発電設備および省エネ設備・オプション設備等にかかる資金 ⑺上記（1）～（6）に関する諸費用（電化製品購入費用等含む）
4. ご融資金額	・100万円以上 2億円以下（1万円単位）※累積保証金額 2億円以下 ・保証会社が定める担保評価額の200%以内（借地の場合は60%以内）
5. ご融資期間	・原則 2 年以上 35 年以内 ・特例　最長 50 年以内（種別・コース・年収倍率により最長期間が異なります）
6. ご融資金利	・変動金利型 適用金利は、当金庫短期プライムレート及び市場金利等を指標とした当金庫独自の「住宅ローン最優遇貸出金利」とします。お借り入れ後の金利につきましては、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローン最優遇金利を基準として、年2回見直しを行います。金利の変更がある場合は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より適用となります。（ボーナス返済併用の場合は、それぞれ6月、12月以降最初に到来するボーナス約定返済日の翌日から適用されます。） なお、「変動金利」から「固定金利」への変更も自由にできますが、所定の手続が必要となります。 ・固定金利選択型 お借り入れ時に「固定金利」「変動金利」のどちらでもお選びいただけます。 (変動金利を選択した場合) 適用金利は、当金庫短期プライムレート及び市場金利等を指標とした当金庫独自の「住宅ローン最優遇貸出金利」とします。お借入れ後の金利につきましては、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローン最優遇金利を基準として、年2回見直しを行います。金利の変更がある場合は、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より適用となります。（ボーナス返済併用の場合は、それぞれ6月、12月以降最初に到来するボーナス約定返済日の翌日から適用されます。）

	なお、「変動金利」から「固定金利」への変更も自由にできますが、所定の手続が必要となります。 （固定金利を選択した場合） 適用金利は、当金庫の「住宅ローン最優遇貸出金利」や市場金利を指標とした、当金庫独自の「固定金利選択型住宅ローン特約期間別約定金利」とします。 なお、新規お借入時の「固定金利選択型住宅ローン特約期間別約定金利」は毎月見直しします。 固定金利期間は3年・5年・10年・20年・35年のいずれかから選択できます。 ただし、20年35年は初回借入れ時のみ選択できます。 また、「固定金利」の特約期間中は「変動金利」に変更できません。 選択した固定金利適用期間終了時には、所定の手続により再度固定金利を選択することができます。ただし、再選択時は20年と35年は選択できません。また、選択のお申し出が無かった場合は、「変動金利」となります。なお、適用金利は更新時の金利と当初の金利では異なる場合があります。
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済とし、6カ月毎のボーナス月増額返済も融資額の50％を限度にご利用いただけます。 ・１年以内の元金据え置きは、毎月利払いのあるものは可能です。 ・「変動金利」を選択した場合、利率に変動があった場合でも返済額の中の元本分と利息の割合を調整し、5年間は返済額を変更いたしません。返済額の見直しは５年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。そのため、当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
8. 保証人・担保	・全国保証㈱の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。 ・融資対象物件に対しては当金庫が第一順位の抵当権設定をさせていただきます。 ・対象物件が共有の場合は、共有者からも担保提供をしていただき、物上保証人になっていただきます。 ・敷地が借地又は保留地の場合は建物には、原則として火災保険の付保をして頂きます。
9. 手数料等	・事務手数料 1件 55,000円（消費税込み） ・20年35年固定金利を選択された場合、事務手数料の他に超長期固定金利選択手数料として 22,000円（消費税込み）をお支払いいただきます。 ・条件変更、一部繰上返済手数料として一回につき5,500円（消費税込み）をお支払いいただきます。 ・融資実行後お客様のご都合により繰り上げて完済される場合、期限前完済手数料として5,500円（消費税込み）をお支払いいただきます。 ・固定金利選択型の場合、固定金利の再選択手数料として5,500円（消費税込み）をお支払いいただきます。 ・固定金利特約期間中の金利方式の変更等、金利条件を変更される場合、55,000 円（消費税込み）をお支払いいただきます。
10. 保証料	Cコース該当 の方の場合 ・通常保証料：14,211円　（100万円　20年保証） ・超過保証料：71,059円　（100万円　20年保証） ※各コースにより保証料が異なりますので、詳細につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120‐31‐3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐3517‐5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐5524‐5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03‐3581‐0031）、②第一東京弁護士会（電話：03‐3595‐8588）、③第二東京弁護士会（電話：03‐3581‐2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
12. その他	・お申し込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。